

横手市農業委員会

令和5年度 第10回

農業委員会総会議事録

令和6年1月15日

令和5年度 第10回横手市農業委員会総会議事録

令和6年1月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第50号 農用地利用集積計画審議について
5. 議案第51号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
6. 議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
7. 報告第13号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14		欠
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18		欠
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21		欠
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

14番 伊藤 亨 委員
 18番 吉田 豊 委員
 21番 佐藤 真志子 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局				

議長

本日の出席者数は20名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第10回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
4番 佐藤 仁 委員
5番 堀江一彦 委員
の両名を指名いたします。

議長

日程2、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。申請案件は17件です。議案書2ページをご覧ください。

「1番」は、横手地域局管内からの申請です。
「1番」は、買受により経営規模を拡大するものです。

「2番」、「3番」は、増田地域局管内からの申請です。
「2番」は、親族間による贈与です。「3番」は、相手方の要望により買受するものです。

「4番」から「9番」は、平鹿地域局管内からの申請です。
「4番」は、親族間による贈与です。議案書3ページをご覧ください。
「5番」は、知人間による贈与です。議案書4ページに跨ります。
「6番」から「9番」は買受により経営規模を拡大するものです。

「10番」は、雄物川地域局管内からの申請です。
「10番」は、新規就農に伴い、親子間の使用貸借による権利設定をするものです。

「11番」、「12番」は、十文字地域局管内からの申請です。
「11番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。「12番」は、買受により経営規模を拡大するものです。
議案書5ページをご覧ください。

「13番」から「15番」は、山内地域局管内からの申請です。
「13番」は、買受により経営規模を拡大するものです。「14番」は、

知人間による贈与です。「15 番」は、親族間による贈与です。

「16 番」、「17 番」は、大雄地域局管内からの申請です。

「16 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

議案書 6 ページをご覧ください。「17 番」は、知人間による贈与です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 125 番から 141 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 48 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 48 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。申請件数は全部で 2 件です。

「1 番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 300 メートル以内に市役所の支所があるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、結婚を機会に住宅建築を計画しています。申請地は小学校にも近く市道に面しており、敷地にも余裕があり住環境に優れているため、将来を見通し、適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「XXXXXXXXXX」から北西約 300m に位置しており、地目は登記・現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・南側は宅地、東側は畑、西側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の事前審査結果回答書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で浄化し市道側溝へ放流、雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、東側隣接農地との境界に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、市道からの乗入口の工事に係る道路法第 24 条申請について、事前協議済みです。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、令和 5 年 12 月 28 日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

「2 番」は、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、自宅が老朽化しているため建て替えを検討しています。父の体が不自由であること、また近々孫が誕生予定であることから仮住まいを経ての引っ越しを避けたく、自宅に隣接した農地を適地として止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「 地区交流センター」から北東約 1.8 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・西側は宅地、東側・南側は農地となっています。

資金計画です。自己資金及び借入資金で対応するとのことで、それぞれ金融機関の残高証明書及び仮審査終了通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は水路放流する計画です。

被害防除については、東側境界付近に防風ネットを設置する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。

他法令については、農用地区域からの除外について、令和 5 年 8 月 29 日付けで変更決定公告されています。

申請地は「第 1 種農地」ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。現地調査は、1 月 5 日、菅原一太郎委員と事務局で実施しています。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 49 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 49 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 50 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

議長

はじめに、議事参与案件により議長を齊藤会長職務代理者と交代します。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長

会議を再開します。

(職代)

「整理番号 11 番」は、議席番号 24 番 飯野正和委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席)

議長

「整理番号 11 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

「整理番号 11 番」につきましては、議案書 13 ページになります。

出し手農家と受け手農家の間において 1 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を再設定するものとなっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 11 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、「整理番号 11 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 24 番 飯野正和委員 着席)</p>
議長	<p>ここで、議長を会長と交代します。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p>
議長	<p>次に「整理番号 15 番」は、議席番号 3 番 菅原一太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 3 番 菅原一太郎委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号 15 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。「整理番号 15 番」につきましては、議案書 13 ページになります。</p> <p>出し手農家と受け手農家の間において 1 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により新規に 5 年間の利用権設定するものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 15 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 15 番」については、承認することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 3 番 菅原一太郎委員 着席)
議長	次に「整理番号 21 番」は、議席番号 6 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 6 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「整理番号 21 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>「整理番号 21 番」につきましては、議案書 14 ページになります。</p> <p>出し手農家と受け手農家の間において 1 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により新規に 10 年間の利用権設定するものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 21 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 21 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)</p>
議長	次に「整理番号 22 番」は、議席番号 11 番 近江清廣委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に

基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 11 番 近江清廣委員 一時退席)

議長

「整理番号 22 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「整理番号 22 番」につきましては、議案書 14 ページになります。
出し手農家と受け手農家の間において 1 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により 3 年間の利用権を再設定するものとなっております。
本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。
説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 22 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 22 番」については、承認することに決定いたします。
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 11 番 近江清廣委員 着席)

議長

次に「整理番号 34 番」は、議席番号 2 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 2 番 木村由美子委員 一時退席)

議長

「整理番号 34 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「整理番号 34 番」につきましては、議案書 15 ページになります。
出し手農家と受け手農家の間において 1 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により 10 年間の利用権を再設定するものとなっております。
本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。
説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 34 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 34 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 2 番 木村由美子委員 着席)

議長

次に議事参与案件を除く、「整理番号 1 番」から「整理番号 57 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 12 ページからになります。

「整理番号 1 番」から議案書 17 ページの「整理番号 48 番」までの議事参与案件を除く 43 件につきましては相対による利用権の設定となります。再設定が 27 件、新規設定が 16 件となっております。

続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 17 ページの「整理番号 49 番」から議案書 18 ページの「整理番号 57 番」までの 9 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、1 月 16 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

議事参与案件を除く、「整理番号 1 番」から「整理番号 57 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く、「整理番号 1 番」から「整理番号 57 番」について、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 50 号」については、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。まず権利移転についてですが、議案書 21 ページの「整理番号 1 番」から「整理番号 3 番」までの 3 件につきましては、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で賃借権を移転するものとなっております。

続きまして議案書 22 ページの再配分についてですが、「整理番号 4 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社が以前に受け手農家と使用貸借契約を合意解約したあと中間管理していた農地について、新たに受け手農家に使用貸借するものとなっております。

今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、2 月 27 日付けで県が公告するものとなっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

「議案第 51 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 51 号」については、承認することに決定いたします。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 着席)

議長

会議を再開します。

議長

日程 6、「議案第 52 号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。

本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。

農業振興
課職員

事前に配布いただいております、議案第 52 号別紙によりご説明いたします。

今回の変更申出は、11 月 2 日までに受付した農振除外案件 4 件となっております。申出のあった 4 件について、現地調査を 11 月 28 日に実施し、市関係部局及び農業委員会事務局との協議の場である土地利用調整会議を 12 月 13 日に実施しております。また、12 月 19 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、申出案件について、「農振法第 13 条第 2 項の要件で審査したものであり除外を可とする」との議案内容についてご審議いただき、「異議なし」の承認をいただいていることを報告させていただきます。それでは、各案件について説明いたします。

「申出 1」は 1,685.00 m²の除外です。

申出者は、申出地に隣接する集合住宅を平成 30 年より経営しており、常に満室状態であることや他の入居希望者からの問い合わせが多数あることから、ニーズにこたえられるよう集合住宅の新設を計画しているものです。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他の候補地では当該申請に係る事業の目的を達成することが不可であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしております。

「申出 2」は 1,021.00 m²の除外です。

申出者は、申出地に隣接する集合住宅が満室状態であること、近隣に設置されている、平鹿総合病院や小中学校、商業施設の就業者より入居を希望する声が多数あることなどから、需要にこたえられるよう集合住宅の新設を計画しているものです。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他の候補地では当該申請に係る事業の目的を達成することが不可であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしております。

「申出 3」は 249.00 m²の除外です。

申出者の先祖代々の墓地は当該地近隣に現存しているが、進入路が整備されておらず安全に歩行できる状態ではないことなど、高齢となり今後の管理を懸念することから、当該地に墓地を移設する計画であります。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、居住するものの日常生活上必要な施設であり、先祖を敬う墓地を整備する目的実現の確実性並びに位置・面積について妥当である事、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適

当と判断いたしております。

「申出 4」は 7,960.00 m²の除外です。

申出者の横手本店は平成 24 年 8 月に移転オープンし現在に至っているが、オープン以降周辺に病院やショッピングモールが開業されたことに伴い、前面市道の交通量が増加している。また、開店当初から駐車場が満車となる状況が多く、信号交差点に面している立地から駐車場や市道への進出にも時間を要し、渋滞をまねく要因となっている。あわせて、駐車場が混雑していることから配送車によるバックヤードへの商品搬入もスムーズにいかないことも多い状況です。これらの問題を解消するために駐車場を増設し、新たな進入路を設け車両の出入りをスムーズにするとともに、店舗への商品補充の効率をあげるため商品保管用倉庫 1 棟を新設する計画であります。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他の候補地では当該申請に係る事業の目的を達成することが不可であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしております。

協議案件は以上 4 件であります。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

議長

農業振興課からの説明がありました。
この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。
「議案第 52 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 52 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することと決定いたします。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)
(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開します。

議長

日程 7、「報告第 13 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 25 ページをご覧ください。報告件数は全部で 4 件となっております。横手地域局管内が 2 件、雄物川地域

局管内が 1 件、十文字地域局管内が 1 件です。

まず「1 番」についてです。

照会地は、「 」から北約 900m に位置しています。

隣接地の状況は、北側は県道、東側は宅地、西側は宅地及び田、南側は水路を挟んで宅地となっています。

土地の状況です。7 番は、申請者の亡くなった祖父が、昭和 39 年及び昭和 42 年に農地法第 4 条の転用許可を受けています。8 番及び 9 番は、申請者の亡くなった父が、昭和 48 年に農地法第 4 条の転用許可を受けています。いずれも、転用許可を受けたものの、地目変更登記を失念していたとのことです。現在も、申請者が役員を務める株式会社の事務所や倉庫等となっており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、令和 5 年 12 月 13 日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12 月 18 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2 番」についてです。

照会地は、「 地区交流センター」から北約 700m に位置しています。

隣接地の状況は、東側は市道、北側・西側・南側は宅地となっています。

土地の状況です。50 番 2 については、申請者の亡くなった父が、昭和 45 年に農地法第 4 条の許可を受け、住宅を建築しました。その際、転用許可の範囲の確認が不十分で、許可を受けていない 50 番 3 にはみ出して建築されたものと思われます。現在、住宅は解体されていますが、物置とコンクリート舗装等が残っているため、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、令和 5 年 12 月 25 日、堀江一彦委員、佐々木由紀子委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12 月 27 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3 番」についてです。

照会地は、「 地区交流センター」から北西約 1.2 km に位置しています。

隣接地の状況は、北側・西側は農地、東側は公衆用道路、南側は水路となっています。

土地の状況です。昭和 58 年、申請者の亡くなった父が農作業小屋を建てたとのことです。農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定された 2 アール未満の農業用施設に該当するため、農地転用申請は不要である案件です。現在も農作業小屋が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、令和 5 年 12 月 26 日、近江清廣委員、高橋孝太推進委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12 月 28 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。

照会地は、「 地区交流センター」から北西約3.3kmに位置しています。

隣接地の状況は、南側は畑、東側は市道、西側は原野、北側は宅地となっています。

土地の状況です。昭和54年、申請者の亡くなった母が、豚舎建築として農地法第4条の許可を受けました。この際、申請地の地番を誤認し、隣接地の地番で申請し、許可を受けてしまったとのこと。現在、養豚は行われていませんが豚舎は建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、令和5年12月11日、齊藤龍平委員、佐藤真志子委員、伊藤亨委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月19日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第13号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第10回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10時44分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年1月15日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 佐 藤 仁

署名委員 堀 江 一 彦
